

ELV Recycling Law

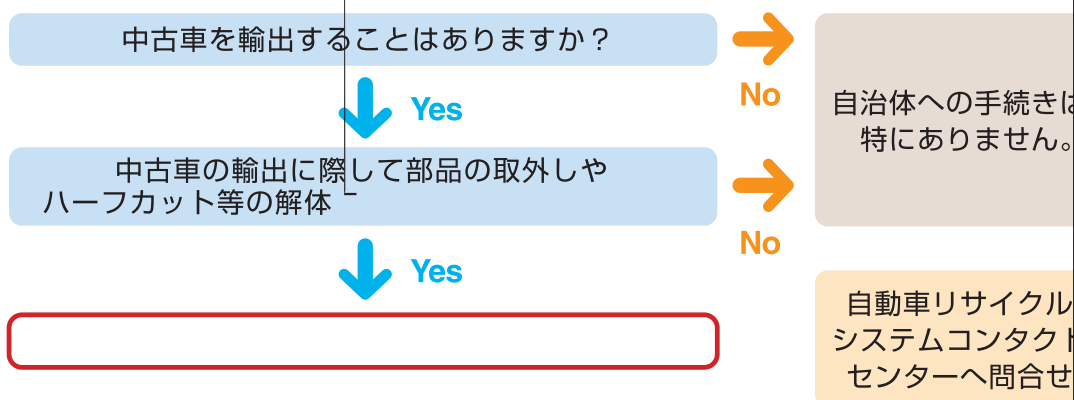
中古車・使用済自動車を輸出するとき

※2005年1月より自動車リサイクル法が施行されました。

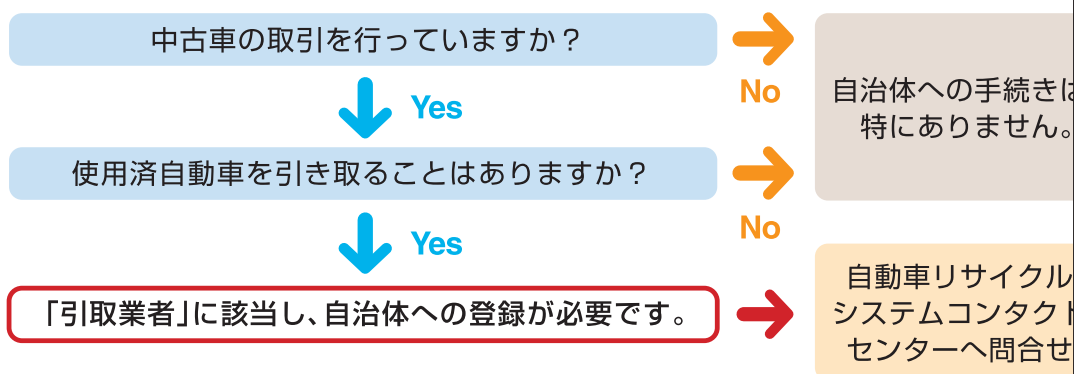
■ 中古車を取り扱う際の注意

使用済み自動車を扱う事業者は都道府県知事等への登録・許可が必要です。
ハーフカット等の解体を行ったクルマは、使用済み自動車として取り扱う必要があります。
また、解体にあたっては、自動車リサイクル法に則って行う必要があります。

確認1



確認2



※一度「使用済自動車」として引取ったクルマを再登録・中古車輸出することは、原則できませんので、十分に注意してください。

- 中古車を輸出する際に、コンテナ等に積載するために中古車から自動車部品を外したり、ハーフカット等の解体は、自動車リサイクル法において解体業の許可が必要となります。また、解体にあたっては、自動車リサイクル法に則った処理が必要となります。許可なく使用済自動車や解体中の自動車（廃車ガラ）を取り扱っていると、無登録・無許可で処罰（5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金）されます。既に自動車リサイクル法違反により、全国でいくつもの事業者が、警察による逮捕等の厳しい措置を受けておりますので、十分御認識ください。
- 「使用済自動車」として引き取ったクルマを解体する場合には、フロン類、エアバッグ類の回収とともに、廃油、バッテリー等の適正処理が必要となります。
- 詳しくは裏面の各問合せ先まで。



■ リサイクル料金の返還

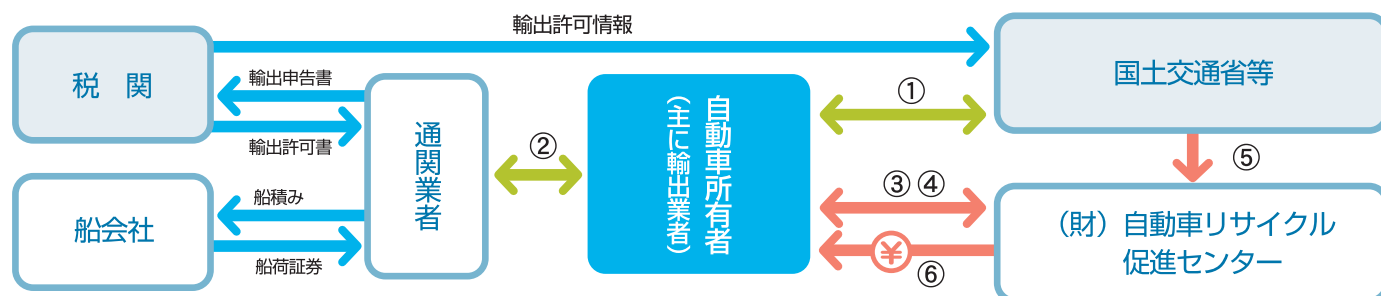
リサイクル料金が預託されている自動車の中古車として輸出した場合、その所有者は(財)自動車リサイクル促進センターに対して、リサイクル料金の返還を請求することが出来ます。

● 返還申請に必要な書類

- ① 申請書「再資源化預託金等の返還申請書」
- ② 輸出抹消仮登録証明書及び輸出予定届出書の写し
- ③ 車台番号が記載されている輸出許可書の写し
- ④ 車台番号が記載されている船荷証券の写し



■ 申請にあたっての手続き



事前準備

① 国土交通省への輸出関係手続

② 通関手続きの依頼



申請から料金返還まで

③ 申請書の送付

④ 申請書の受理

⑤ 輸出抹消登録等の情報と返還申請情報の照合

⑥ リサイクル料金の返還

※なお、システムの都合上、輸出抹消仮登録証明書等に記載される「輸出予定日」から約2ヵ月後にリサイクル料金が返還されます。

<申請書の作成方法と手数料>

申請書の作成方法には、自動車リサイクルシステムホームページ等から申請書（「再資源化預託金等の返還申請書」）を入手し、これに必要な事項を手書き等で記入する方法（一般申請）と、自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行っていただいた上で、保有するパソコン画面上で必要事項を入力し、これを印刷する方法（パソコン申請）の2種類あります。

パソコン申請の方が、同センターでの申請入力・申請内容等確認・可否通知などにかかる費用が比較的少なくすむため、一般申請よりも手数料が低くなっています。



パソコン申請： 950円/台 一般申請： 1390円/台

輸出台数が多い事業者の方をはじめとして、可能な限り自動車リサイクルシステムへの事業者登録（登録手数料や年会費は不要）を行っていただき、「登録事業者」としてパソコン申請を行っていただきますようお願いいたします。

<自動車リサイクル法の詳細>

経済産業省ホームページ

- http://www.meti.go.jp/policy/automobile_recycle/index.html

<リサイクル料金返還の詳細>

自動車リサイクルシステムホームページ

- <http://www.jars.gr.jp>

<リサイクル料金の返還申請に関するお問い合わせ先>

自動車リサイクルシステム輸出返還事務センター

- 電話：0570-064-860
- 受付時間：平日 9:00～17:00（土日・祝日を除く）

<自動車リサイクルシステムに関するお問い合わせ先>

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター（コールセンター）

- 電話：03-5673-7396
- 受付時間：平日 8:30～20:00（土日・祝日 9:00～18:00）